

兵ト発第 58 号

公告第 498 号

公 告

兵庫トヨタ自動車健康保険組合の一般保険料率を 1000 分の 82.00 から 1000 分の 95.00 に変更し、平成 27 年 3 月 1 日から施行する。ただし、任意継続被保険者については平成 27 年 4 月分保険料からとする。

保険料率		変 更 前	変 更 後
負担割合	事業主	43.310/1,000	49.810/1,000
	被保険者	38.690/1,000	45.190/1,000
	合計	82.000/1,000	95.000/1,000
実施年月日		平成 27 年 3 月 1 日	

平成 27 年 2 月 25 日

兵庫トヨタ自動車健康保険組合
理 事 長 瀧 川 博 司